

平成28年度 第1回 堺市環境影響評価審査会
議 事 録

日 時：平成29年3月2日 午後2：00～午後5：00

場 所：堺市立消費生活センター 会議室

出席委員：犬木 努	大阪大谷大学文学部教授
梅宮 典子	大阪市立大学大学院教授
大野 朋子	神戸大学大学院准教授
瀬川 大資	大阪府立大学大学院教授
中谷 直樹	大阪府立大学大学院准教授
野村 俊之	大阪府立大学大学院准教授
水谷 聡	大阪市立大学大学院准教授
安田 龍介	大阪府立大学大学院助教
欠席委員：小田 和広	大阪大学大学院准教授
加賀 有津子	大阪大学大学院教授
柏尾 眞津子	大阪人間科学大学教授
中川 智皓	大阪府立大学大学院助教
田中 晃代	近畿大学総合社会学部准教授
柳原 崇男	近畿大学理工学部准教授
吉川 正史	近畿大学法学部准教授

傍 聴 者：なし

議 題：(1) 会長、副会長の選任について
(2) (仮称)堺市美原区黒山東計画に係る配慮計画書について（事業者説明）について

【議事録】

○藤原環境共生課長

定刻となりましたので、ただいまより、「平成28年度 第1回 環境影響評価審査会」を開催させていただきます。

本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、環境共生課長の藤原でございます。本審査会の会長が決まりますまで、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議の定数は15名ですが、ただいま8名の委員にご出席いただいております。堺市環境影響評価審査会規則第3条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の会議は同規則第5条第1項の規定により公開となっております。傍聴についてですが、傍聴者はおられないことをご報告いたします。

それでは、始めに、環境局長の池田よりご挨拶を申し上げます。

○池田環境局長

環境局長の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員改選後最初の審査会でございますので、一言、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、このたびの委員への就任を快くお引き受けいただきまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

また、本日は、ご多用のところ、本審査会にご出席を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

この審査会は、堺市環境影響評価条例に基づき設置されております。環境影響評価制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民や専門家等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくための制度であります。

当審査会は、この環境影響評価等に関する技術上必要な事項を調査あるいはご審議いただくものであり、さまざまな分野でご活躍の皆様が委員にご就任いただいたところでございます。

さて、今回の審査会案件でございますが、(仮称)堺市美原区黒山東計画に係る「配慮計画書」でございます。本事業は、三井不動産株式会社が美原区の国道309号線に面する土地に大型の商業施設を開発するものでございます。

各委員におかれましては、本事業において適切な環境の配慮がなされるように、それぞれ各分野の専門的な立場からご審議いただきますようお願い申し上げます。

ただ、環境影響評価条例では審査期間が規定されており、皆様お忙しい中、この期間内に、ご審議をお願いすることとなりますが、この点もまたよろしくお願い申し上げます。

なお、このあと事業者から事業の概要につきまして説明がございましたが、活発な議論をお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤原環境共生課長

ありがとうございました。

それでは、平成29年3月から新体制となっておりますので、まずは委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

始めに、新たに就任いただいた委員の皆様からご紹介させていただきます。私に近い方から、左回りでご紹介します。

犬木委員でございます。

水谷委員でございます。

中谷委員でございます。

続きまして、引き続き委員に就任いただきました委員をご紹介させていただきます。私に近い方から、左回りでご紹介します。

大野委員でございます。

野村委員でございます。

瀬川委員でございます。

梅宮委員でございます。

安田委員でございます。

只今ご紹介しました委員の方々のほかに、お手元にお配りしております堺市環境影響評価審査会委員名簿にございますように、小田委員、加賀委員、柏尾委員、中川委員、田中委員、柳原委

員、吉川委員につきましては、本日出席できない旨ご連絡を頂戴しております。

なお、委嘱書はお手元にお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、委員の紹介を終らせていただきまして、続きまして市の出席者の紹介をさせていただきます。

先ほどご挨拶申し上げました、環境局長の池田でございます。

環境保全部長の白石でございます。

最後になりますが、私、本日の司会を務めさせていただいております、環境共生課長の藤原でございます。よろしくお願いいたします。

以上で、出席者の紹介を終らせていただきます。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。本日配布させていただいております資料でございますが、本日の「次第」、「堺市環境影響評価審査会 委員名簿」、「今後の審議の進め方」及び事業者から提出されております「(仮称) 堺市美原区黒山東計画 配慮計画書 概要」でございます。あと、(仮称) 堺市美原区黒山東計画に係る配慮計画書及びその要約書をお配りしております。資料の漏れ等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、今回は、委嘱後初めての審査会ですので、会長、副会長の選任をお願いしたいと存じます。

審査会規則第2条第1項に「審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」となっております。いかが取り計らいましょうか。

○大野委員

会長には瀬川委員に、副会長には梅宮委員をお願いするということでしょうか。

(異議なしの声)

○藤原環境共生課長

異議がないとのことでございますので、会長は大阪府立大学教授の瀬川委員に、副会長は大阪市立大学教授の梅宮委員ということで決定したいと思います。それでは、瀬川会長、梅宮副会長におきましては、中央の席に移動をお願いいたしまして、一言ごあいさつをちょうだいしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○瀬川会長

ただいま審査会の会長にご指名いただきました瀬川でございます。よろしくお願いいたします。丁寧な仕事を心掛けて進めさせていただきたいと思っておりますが、非力な人間でございますので、堺市の環境を多方面から評価し、それを審査するという仕事をとても一人では果たすことはできないと考えておまして、梅宮副会長をはじめ、委員の皆様の多大な力をいただくことで、初めてこの任務を全うできると考えております。ですので、お忙しいとは思いますが、少しお時間をお割きいただきまして、また、会議の場では積極的にご発言いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○梅宮副会長

ただいま審査会の副会長にご指名いただきました梅宮でございます。私も瀬川委員を目指して

丁寧な仕事を心掛けて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○藤原環境共生課長

それでは、審査会規則第3条第1項によりまして、「審査会は会長が議長となる」となっております。この後の議事進行につきましては、瀬川会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○瀬川会長

はい、わかりました。それでは、引き続きまして議題の（２）、「（仮称）堺市美原区黒山東計画に係る配慮計画書について」でございますが、審議に入る前にまず、市からの諮問を受けたいと思います。

事務局よろしくお願いいたします。

○藤原環境共生課長

それでは、環境局長よろしくお願いいたします。

○池田環境局長

堺市環境影響審査会 会長 瀬川大資様 「（仮称）堺市美原区黒山東計画に係る配慮計画書」の審査について。諮問。

平成29年2月22日に三井不動産株式会社から提出のあった「（仮称）堺市美原区黒山東計画に係る配慮計画書」について、堺市環境影響評価条例第10条の規定に基づき、平成29年6月13日までに環境の保全の見地からの専門的な事項に係る貴審査会の意見を求めます。堺市長 竹山修身。

よろしくお願いいたします。

○瀬川会長

お受けします。

○藤原環境共生課長

ありがとうございました。環境局長はお席にお戻りください。ここで、所用のため環境局長は退席させていただきます。

それでは、引き続き瀬川会長よろしくお願いいたします。

○瀬川会長

では、議題の（２）、「（仮称）堺市美原区黒山東計画に係る配慮計画書について」の、事業者からの説明をお願いしたいと思います。

ご準備よろしいですか。事業者におかれましては、この堺市環境影響評価審査へのご協力、それから本日お越しいただきまして、ほんとうにありがとうございます。

それでは、自己紹介も含めて、ご説明のほう、よろしくお願いいたします。

○事業者

三井不動産商業施設本部 リージョナル事業部の篠原と申します。今回は商業施設を造るということで配慮計画書を提出させていただきますが、後ほど詳細をご説明いたしますが、よろしくお願いいたします。

○事業者

同じく三井不動産の足立でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○事業者

同じく三井不動産の開発企画部の忠岡と申します。よろしくお願いします。

○事業者

配慮計画書の作成を担当しました三井共同建設コンサルタントの山田と申します。よろしくお願いします。

○事業者

同じく三井共同建設コンサルタントの寺田と申します。よろしくお願いします。

○瀬川会長

はい、よろしくお願いします。では、ご説明のほうに進んでいただけますでしょうか。

○事業者

それでは、ご説明させていただきますが、改めまして、三井不動産の篠原と申します。このたび黒山東地区におきまして、大規模商業施設を計画して参りましたが、もともとは地元の地権者の集まりであります「黒山東まちづくり会」という地元の地権者の会から優先交渉権をいただきまして、大規模商業施設でもってまちづくりを進めようという見通しとなりました。

この度、配慮計画書を提出させていただくと同時に、地権者の「まちづくり会」と連名で、「都市計画提案」という手続きも合わせて進めさせていただいておりますが、今回、美原の地区におきまして、大規模商業施設を実現させることによって、美原区の賑わいと活性化に給したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

では、コンサルタントの方から説明させていただきます。

【(仮称) 堺市美原区黒山東計画に係る配慮計画書について説明】

○瀬川会長

ありがとうございました。

ただいま、事業者さんから説明がありましたが、委員の先生方で何かご質問がございましたら、よろしくお願いします。

○大野委員

配慮計画書要約書56ページの景観のところで、評価に当たってフォトモンタージュを作成されており、7月の夏の写真を使われていますが、夏の写真だけを使ったのでしょうか。というのも、冬だと緑の量がだいぶ減るので、印象が変わるのではないかと思います。

○事業者

今回は配慮計画書ということで、準備書になれば各季節の景観というものも出てきますが、配慮計画書に関しては3案の比較に重きを置いていますので、季節については一つで良いだろうという考えでやったところであります。冬には緑がなくなるのですが、それに対して3案の印象がまるで変わってしまうということはないのではないかと思いますし、あるいは夏の場合は1案が良くて、冬の場合は2案や3案が良くなるということはないのではないかと思います。一つの季節で予測評価をしたところでございます。

○大野委員

もう一点いいですか。

どの案が圧迫感があるかという話ですが、評価は定性的に行ったと書いてありますけれども、

誰がこのように評価をされたのですか。

○事業者

我々の方で内部で議論をして、予測結果を決めたところですが、定性的な内容になっていると思います。

○大野委員

住んでいる人達が一番その景観を見るわけですから、こういうことに関しては、なかなか景観評価というのは難しいですけども、住んでいる人達にアンケート調査などして、そういう意見を取り入れたらいいのかなと思います。

○瀬川会長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

○中谷委員

ため池について、ちょっとお聞かせ下さい。

3案とも共通しているのですが、新設池というのが今の新池に比べて非常に容積が小さいと思いますけれども、何故こういう風な形になったのかを教えてくださいませんか。

○事業者

新池の方は、今は基本的には農業用水として管理され使われていますが、実際にはかなり農業をやめたりされていて、今の新池自体がそれほど容量が要らなくなってきているということで、今回、新設をするに当たって、水利組合等と話し合いをさせていただいたところ、この容量とこの規模があれば十分ですというお話をいただきまして、この大きさを決めております。

○中谷委員

というと、もう水利組合の方と、このぐらいの容量でOKというような話し合いがされているということですか。

○事業者

そうですね。これぐらいの量は欲しいというお話がありまして、これぐらいの面積と、場所もこの辺がいいなというお話はいただいております。

○中谷委員

不足分は地下水を汲み上げるということもOKという話ですか。

○事業者

そうですね、はい。

○中谷委員

わかりました。

○瀬川会長

よろしいですか。私もそこが気になっていました。

○中谷委員

やはり水質がかなり変わらと思うので、そのあたりがちょっと気になって伺ったのですが。

○事業者

後で行っていただくと分かりますが、今の池の方もかなり護岸とかを造られたりしているところもあって、当然、今回全く新しくなりますので、水質とか、今後環境が変わってしまうと思いますが、あくまでも農業用水をまずは造って欲しいという声もあったので、今回はそれを使って

一度評価をしてみようと思っています。

○野村委員

私、昔その辺を車でよく通っていた時があり、印象としてもものすごく交通量が多い場所で、特に309号線を南に下ったところの舟渡北は、複雑な交差点になっていて、土日の週末は大阪側に抜ける道がすごく混むのですが、うまく車が入出構できれば計算通りでいいと思いますが、実際、あの複雑な交差点のすぐ近くにあれだけ大きい商業施設をつけて、どちら側から入れて、どちらへ車を出すのか。また、309号線は確か対面ではなくて、中央分離帯があって、2車線になっていると思いますが、裏側の道もありますよね。割と北から来る人は裏側を抜けて309号線に抜けていきますよね。割と交通量が多くて、どちらからどう入れるかによって、交通がすごく変わるかと思っています。そのあたりはどういう風にやっているのかすごく気になりました。

○事業者

ご意見ありがとうございます。我々も、交通の課題は最も大きな課題の一つと考えておりまして、まず交通量の考え方で申しますと、309号が片側2車線の道路なので、こちらから入れることをベースには考えております。ちょっと小さい図面で申し訳ないですが、基本的には一つの入口からだ、一つがスタックしてしまうと必ず外に影響が出てしまうので、必ず複数の入口と出口を設けるということはベースに考えておりまして、北から来る車も施設正面とこちらの2箇所から入れることを考えておりますし、南から来た車に関してもこちらで1箇所と上の方で更に1箇所ということで、複数の入口又は出口を設けている状況でございます。

○野村委員

交差点を設けてやるということですか。こうはいかないんですか。

○事業者

大回しということですか。

○野村委員

大回しではなくて、要するに対面になっていて、渡ろうと思ったら、交差点を造るか、立体交差にするのか。

○事業者

今回、立体交差にすることは基本的にはないのですが、今回の駐車場は原則全部左折イン、左折アウトという形については考えておりまして、警察様の方とも今お話をされていて、できるだけ多方面に入口を多く設けて下さいと。それから敷地内の駐車場はできるだけつなげて、どこかの空いている駐車場に誘導できるようにして下さいというような話もいただきながら、案1、案2、案3とも北側に離れた小さな駐車場がありますが、これについてはデッキ等でつないで、要するに、既に駐車場がいっぱいになって、その駐車場に入りたいみたいな形の待ちがないようにして欲しいというお話を聞いています。

それから、これに伴って、堺市さん等を含めて周辺の道路の改良等も行おうという話は聞いていますし、また、逆に我々の方にも教えて下さいという話はこれからくるという風に思っております。

○野村委員

学校も裏にありますよね。裏側から入れるか入れないかで多分変わってくると思います。特にその手前の交差点がすごく渋滞になって、坂になっているために見えにくくて右折しにくいから

右折ラインが渋滞して、今度はこっちに商業施設ができると、左折ラインが渋滞するというようになると思うので、そのあたり何かうまく連携してできるのだったらいいと思います。それから、近くに中学校があるので、交通量が増えたらやはり危ないと思うので、そのあたりも配慮していただけたらと。

○事業者

今回のこの事業は、地元まちづくり会の方達とお話をしながらつくってきていまして、地元の声からすると、309号を積極的に使ってもらって、裏の方はあまり使わないで欲しいという声はいただいております。我々の方もできるだけ309号にという一方で、309号は大阪を支える大きな幹線なので、できるだけ分散をしましょうという形で、警察の方もそうだねと。できるだけ使える道路は使いながらどうしてもピークを迎えるときは土日中心になってくるので、中学校の通学時間帯とは比較的ぶつかりにくいだろうというような話もしております。

それから、舟渡北の交差点は、市の方でも今後改良する計画があると聞いております。

○野村委員

あそこが解消されるのであれば、あの辺に住んでいる人は欲しいとは思うので、それはよく理解できるので。

○瀬川会長

よろしいですか。

ただ、土曜日は学校でも活動があったりしますので、先程のご説明では十分ではないのかなと思います。

全体を通して、3つの案が出されていますが、あまり大胆な違いはないのかな、と思ひまして。裏の道の使い方とも関わりますが、郵便局のところは今回触らないことになっているので、そのあたりを何とか取り込めなかったのかということも感じました。そうしますと、道路を改良できますので、安全面を確保することもできたのではないかと思ったりもしました。もちろん、難しいとは思いますが。

12ページですけれど、上の11,500台というのが休日の一日の車両数で、下の来退店車両が、309号が約6,000台、府道が500台弱で、足しても6,000台ちょっとで、引き算すると約5,000台残りますが、そういう計算は間違っているのでしょうか。

○事業者

来店交通量というのは、ここの計画地に来る交通量でございまして、その様々な方面の分担率というか、各周辺から何パーセント来るという想定があり、それが予測の中では断面交通で出てきます。道路交通センサスのデータがある地点だけで予測しているので、この方面とこちらから来る方面の交通量でいくと、5,882台で、残りの分については、こちらやこちらから来るものもあるので、全ての地点では予測はしていないということです。

○瀬川会長

そうですね、そのことの確認です。

他に委員の方からの質問はないでしょうか。

○梅宮副会長

すみません、配慮すべき項目の選定に関してです。

日照障害が入っていませんが、東側が第1種住居地域となっておりますが、そのあたりは大丈

夫でしょうか。

○事業者

日照障害に関しては、お手元の配慮計画書要約書の p48, 49 に予測結果がございまして、その中で、周辺の住宅には日影は及ばないという結果になっておりますので、周辺の配慮事項としてはあげていないということでございます。

○梅宮副会長

灰色の部分が立体駐車場が入る可能性があるということですね。

○事業者

灰色が立体駐車場で、青が商業棟、黒いのがその影の部分でございます。

○梅宮副会長

ちなみに、立体駐車場は大体何階ぐらいを想定されているのでしょうか。

○事業者

建物によってそれぞれ若干違っておりまして、大きいもので6層です。

○梅宮副会長

逆の目で見ると、青い部分と灰色の部分で同じような影が出ているように見えたのですが、6階であっても2層ということで検討されたのでしょうか。

○事業者

北側の飛び地が3層4段、東側が5層6段になっています。青い部分は案1だけが4層となっていて、案2と案3は3層ですけれども、青の方が商業棟の階高が高いので、階数だけで言うと東側の5層6段の方が高いですが、駐車場と同じぐらいの高さになっていると思います。高さはきちんと計算しております。

○瀬川会長

よろしいですか。

他にご質問があればお願いします。

○犬木委員

考古学が専門なので、埋蔵文化財について少しお聞きしたいと思います。

文化財保護法によって適切に対応されることかとは思いますが、この地域では広域の調査は今までほとんど行われておらず、北側の阪和自動車道のところで発掘調査が行われていますが、結構、いろいろな時期の遺構や遺物出てくる可能性があると思っています。特に遺跡の時代としては弥生時代とか色々可能性はあるとは思いますが、この地域は古墳時代以前の遺跡に加えて、古代、奈良時代以降の遺跡が色々出てくる可能性があると思います。ちょうど南の方に狭山池が位置しておりまして、狭山池が築造されたのが西暦600年ぐらいですけど、その灌漑の恩恵を最もこうむった地域がこの地区なわけですから。色々価値が高い遺構等が検出されたときには、基礎の位置を変えとか、あるいは少し工法を変えとか、そのあたりの見通しは何かあるのでしょうか。

○事業者

埋蔵文化財については市の方とも話を進めるようにしますが、予備調査をやっているとして、例えば広がり非常に大きいとなると、調査は当然していきませんが、調査のボリュームがかなり大きく、事業にも影響するのであれば、より合理的な工法を考えると、建物の形態を小さくする

ことも検討しなければならないと考えています。

○犬木委員

もう試掘調査も行われているのでしょうか。

○事業者

ここでは試掘はまだやっていません。今後、建物の形が固まらなると試掘できないと言われて
います。ただ、周辺を見ていると、そういうのは出てきているという話は聞いています。

○瀬川会長

よろしいですか。

事務局の方に質問ですが、ここに今ため池があって、何年か前に工事されているんですよね。
そういうときにこういう動きはあったのでしょうか。護岸工事をされたということらしいですが、
そういう資料はないのでしょうか。

○事務局

護岸工事を池の周辺でされたようですが、その際に文化財の調査をしたかどうかについては、
我々の方では聞いておりません。

○安田委員

駐車場についてですけれども、案1、案2、案3ともどれも排出量は変わらないと書かれてい
ますが、案1は4階の屋上の駐車場まで車が上がっていかなければならないということですね。
他の案はそこまで上がらないので、排出量が少し変わってくるのではないかと思います。そ
の辺については何か検討されているのでしょうか。

○事業者

案2、案3の周辺駐車場も立体駐車場なので、こちらもあり商業棟と同じように大気汚染物
質が出てくるという前提で考えています。

○安田委員

案1以外の他の案は低い位置ですから、上に上がっていく車は限られる。一方、案1では相当
の台数が4階まで上がっていくので、その辺の違いはないのかなと思ったのですが。

○事業者

商業棟だけで比べればそのような比較にはなるとは思いますが、周辺の立体駐車場にも行くので、
そちらの方で走行は当然増えてくるということで考えているのですが。

○瀬川会長

ご質問は、それに関する定量性のある検討はされたのかということだと思います。

○事業者

定量的にはやってなくて、あくまでも定性的に、こちらに集中するという比較の中で今回はや
っております。

○安田委員

どれぐらいの勾配があれば、どれぐらい増えるというのはあると思いますので、そのあたりの
検討はどうなっているのでしょうか。

○事業者

すみません、そこまでの検討はやっていないです。

○安田委員

それから、緑化率18%と書いてありますが、これはどういうことから出てきた数字でしょうか。

○事業者

緑化率については、緑被率が法的に20%ということがありますので、今回の施設計画を考慮したところ18%ならいけるというところで、この数値を前提条件にしているところです。どこに緑地を配置するかについては、芝生だけではなくて、駐車場緑化など様々な方法がありますので、より景観に配慮した形で、今後詳細を詰めて参りたいと考えています。

○中谷委員

生態系影響に対して、周りにため池とかもあるというような計画概要になっていて、問題ないだろうという構成ですが、ため池生態系など、けっこう水系及び鳥、昆虫はネットワークを作っていて、ある真ん中の池がなくなることによって、周りもいなくなるというような報告はかなりあります。

特に南側に市民のふれあいの公園があり、そこはかなり水鳥とか特に渡り鳥がいるので、あまり影響がないと決めつけるのではなくて、もう少し配慮するもしくは考えるようなことを計画するべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○事業者

生態系に関しましては、現時点で既存資料のみで判断しておりまして、今後そのあたりは実施計画書か準備書の方で、現地調査をそういったことを念頭におきまして計画を立てていきたいと思っておりますので、それを基にまた予測評価それから対策等を考えていきたいと思っております。

○瀬川会長

他にいかがでしょうか。それではまた私から。

今回の評価に当たって周囲の状況というものを想定されていると思いますが、これは現状のみののか、開店時期がちょっとあとの5年後ですかね。そういった予測もある程度入っているのか。このあたり教えていただけますでしょうか。

○事業者

今回の予測では、現状がその将来という前提でやっております。

○瀬川会長

わかりました。ただ、最初の方に、たとえば北東側に病院があるという説明がありますが、その病院のところに駐車場を作るとかそういうのはいいのかなと見ていて思いまして、そのあたりもう少し、たとえばこのあたりにショッピングセンターができることで、事例もお持ちでしょうか、ある程度住宅開発が進むとか、そういった補足説明があれば、ありがたいと思いました。

もう一つよろしいでしょうか。

例えば、大気質や騒音や地球温暖化といったところで、来店者の車両について、何らかの対策が必要かと思いますが、今、拝見している限りにおいては、それほど積極的なものがなくて、なかなか難しいとは思いますが、何か一つ手を打たれるようなことは、考えていらっしゃるのでしょうか。

○事業者

使用の抑制でという意味ですか。

○瀬川会長

どのような手段でも結構ですけれども、今は啓発にとどまっているかと思ひまして、もう少し何か積極的な手段というものを取られるということは、考えていらっしゃるのでしょうか。

○事業者

ありがとうございます。

いろんな技の合わせ方でやろうと考えています。まず、一番なのは当然、公共交通の利用促進だと思います。まずそれも周知というところがあると思うので、事前の周知ということで、HPだとかチラシだとか。特に開業時とかについては、CMなどで場合によっては、なるべく公共交通を使ってくださいということを案内したりですとか。でも、周知をしても使う交通のシステムが全然便数が来ないとかだとなかなか使わなくなってしまうので、そこはバス会社様などと連携いたしまして、バスの増便だったりとか、場合によっては延伸の働きかけをさせていただいたりとかそういった事の合わせ技でやりたいなど。

場合によっては、もう一歩踏み込むと、公共交通機関でSuicaとか電子マネーで来ていただいたとき、それを使って施設のポイントを付与するといった政策をしたり、他府県でもしている事例もあるので、そういったような合わせ技でなるべく公共交通で来ていただくようにし、車が少なくなるように環境配慮したいなどと考えております。

○瀬川会長

電気自動車とかそういった事に対する配慮はどうですか。

良し悪しはいろいろご意見が多々あって、私はこれという意見を持っているわけではないのですが、充電スタンドを設定するとかそういったことは考えているのでしょうか。あまり積極的ではないのでしょうか。

○事業者

今後の制度改正とか、技術の変化とかもろもろあると思いますが、今の物件だと電気自動車の充電器を必ず配置したりとか、急速があるのであれば急速充電器を置いたりとかで、なるべく車で来た場合も環境に配慮した車で出来やすいというような環境には配慮した形です。

今後は電気自動車にこだわらず、もし今後また別の形で環境に配慮した車の補助制度がなされればそちらを活用したりとかそういったものを検討したいなど当然考えております。

○瀬川会長

ありがとうございます。他に皆様ご質問ございませんでしょうか。

○野村委員

ご説明あったかもしれないですけども、営業時間というのは夜何時くらいまでを想定しているのですか。

○事業者

まだ入る店舗様も決まっていないので。当然みているところではありますが、今の基本的な我々商業施設で申しますと、基本的にはベースが朝の10時から夜の9時までで、飲食店さんの場合はさらに夜1時間遅い10時までだったりとかします。まだテナント様決まっていないのでわかりません。

ただ、映画館やボーリング場といった深夜営業するテナント様が来る場合は、場合によってはさらにちょっと長く営業したりというケースがございます。

またはその場合についても、例えば搬入車両とかはなるべく昼間に来てくださいとかいう周知

をテナント様にするといった配慮をしながらそういった営業を一部例外を認めてやるということ
はしております。

○野村委員

今は9時とか10時と言う見立てで見積もりを出されていて、店舗を募集時に映画館などの施設を入れるのかというのが大きいところになると思いますが、そういったことをいつの段階で決めていくことになるのですか。

○事業者

だいたい通常の営業時間から逸脱するような営業時間とかは、核テナントとなるような大きいテナントさんが多いので、概ね開業の2年前とか3年前とかそれくらいから大きなテナント様にお声掛けをしていきますので、そこで大きく営業時間というものは見えてくるのだろうと、だいたいそのようなスケジュールです。

○野村委員

その場合、一度計算しなおすとかいったことはされると理解したらよろしいのですか。それともこの段階で認められてOKになっていくのか。

○瀬川会長

これについては事業者様からもコメントをいただきたいと思いますが、市役所の方からもちよつと説明していただいた方がいいと思います。いかがでしょうか。

つまり、こういった評価をした後、状況が想定を超えるほど変わった場合にどういった対処をされるか、ということをご説明お願いします。

○事務局

環境影響評価手続きは全体で約2年ほどかかりますが、この手続きが終了してから、当初想定していたことと違うことをされると、何のためにやっていたのかわからなくなります。当然手続きの中ではそういった映画館などといったものを作るのであれば、最初から評価の中に入れていただかないと正確な評価ができなくなります。そのあたりは事業者もよくご存じだと思いますので、それは心配していることではないと思っております。

○事業者

少し補足しますと、当然映画館とか大きなアミューズメント系のものはかなり大きな床面積がいりますので、建物の計画をする段階である程度、入るもの入らないものを決めていきますので、その段階でもう時間を設定して、あとテナント様と普通どのくらいやられているかといういくつかの候補を聞いてそれをアセスに反映しようと思っております。

○野村委員

地域の方と一体となってやられているということで、そのあたりの要望というのはなにかあるのですか。

○事業者

今のところ、こういうことをしますという説明会を一回やりましたが、具体的にというのは。車に対する意見はありましたが、どちらかというと、こういうのを作ってもらって便利をあげてもらいたいという声が多くて、これから要望が来るのかなという風には。

○野村委員

まちづくりというのを一応謳ってやられているので、やはり地域の方と話をしてこういうのが

欲しいというのがあると思うので、それは話し合いを持たれてこれからまたということですか。

○事業者

そういった説明会でご意見を賜ったりとか、いろいろ近隣企業様と連携して調査したりですか、他府県ではやったりしてはおりますので。合わせて、地域の皆様とのニーズと出展者の収支が合わないと出てくれないということがあるので、こういった場所ですといったものがあるかというのを決めていきたいと考えております。

○野村委員

どのくらいの頻度で地域の方々とやり取りされているのですか。

○事業者

今回の事業が地元のまちづくり会議と一緒にやっておりますので、そこは頻繁に一ヶ月に一回とかで話はしております。

それ以外に広い近隣という意味で言うと法定手続きにのっとって今後進めていきたいと思っております。

○野村委員

今はクローズとのことですが、このまちづくり会議の方々も地域に理解してもらうようなことをやっていかないと全部思い通りにいかないと思うので。

○事業者

一度、都市計画提案なので昨年説明会を開催していますが、また今後そういった説明会などの開催の機会がございますので、そういったところで広く近隣の方々と広く会議をする場はあります。

○瀬川会長

そういう点から考えますと、評価に使う数値にある程度幅を持たせていただけると、こちらとしても考えやすいのかなと思いましたが、可能なことと不可能なことがありますので、可能な範囲でお願いしたいと思います。

他にありませんでしょうか。では、私の方から。

安全、交通に係ることですが、ほぼ車のことのみで、それも四輪車の話で。二輪車、それから自転車、人の動き、こういった話が見えてこなかったのが心配になりました。

先ほどのバスの話で言いますと、バス停の位置と建物の想定される入口で、人の流れ、それから車の流れ、堺は自転車が多いと思っていますし、昨今、自転車と人の問題もあると思いますので、自転車の流れ、それから二輪車の動き、それらの駐車場、駐輪所、そういったことは、次の段階での想定があるという風に考えてよろしいのでしょうか。

○事業者

まず、一番影響が大きいということで、車のところをやらせていただきましたが、必要に応じてそういった対応も当然致しますのでまたご説明させていただきますし、基本的な考えとしましては、やはりまず来店車両と人、自転車との交錯というのが一番危なく、また、入れなくすることで外の公道にも影響が出てしまうので、そこを極力交錯をなくすように、各場所に入出口であったり駐輪所等を配置して、施設内での安全をまず考慮しようという風に考えているところでございますので、またご説明を細かくさせていただきます。

○瀬川会長

いかがでしょうか。他にございませんでしょうか。

では、おおよそ私共の質問事項は出そろったと思いますので、以上で質疑を終わりたいと思います。丁寧な説明を有難うございました。どうもお疲れ様でした。どうぞご退席ください。

それでは、議事次第にはないですが、次の議事ということで、関連して今後の審議の進め方について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

【今後の審議の進め方についての説明】

○瀬川会長

はい、ありがとうございます。少し私の方から質問ですが、現状が2ページ目の網の真ん中あたりにあります環境影響評価審査会というところでございますね。これが、今回一回だけでなく、次回もあるということで、二回分がここに書かれている、という理解でよろしいわけですね。

○事務局

はい、そうです。

○瀬川会長

それともう一点が、同じく2ページ目ですけれど、三段階に分かれているという理解は合っていますでしょうか。それで、二段階目と三段階目の切れ目は、どこでしょうか。

○事務局

真ん中の事業者のところを見ていただきまして、一番上が「配慮計画書作成」。まずこれが一つの手続きです。この手続きが終了するのが、右端の堺市のところの「配慮計画審査書の作成」となり、ここまでが一つです。

次は「実施計画書作成」と右の「実施計画審査書の作成」が一つのかたまりです。

次の「環境影響評価の実施」が約1年ありまして、その次の二重囲みの「準備書・要約書作成」の提出が堺市にありますので、これが一つのかたまりとして右端の中段より下に「準備審査書の作成」までが一つの塊になります。そして、そのかたまりが終わった次の「評価書作成」でほとんどアセスとしては終了しているということになります。

○瀬川会長

そうしますと、四段階、その内三つに対して我々が関与するということですね。

○事務局

通常の方法書の手続きではそうなりますが、「実施計画書作成」、「実施計画審査書の作成」には審査会に諮る規定がございませんので、真ん中が抜けてしまい、次は準備書の手続きの中での審査となります。

○瀬川会長

はい、ありがとうございました。では、関連して今後の進め方に関しまして、ご質問ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと、お願いになるのかもしれませんが、委員の皆さんのお話を伺っていると、やはり興味のあるところや、詳しいところに対して、定量性や、詳細な説明を求められているところだと思います。一方で段階を経るわけですね。特定のことにあまり詳細に説明を要求することも

難しいのではないかと思います、そのあたりの整理というのはどういう風にしていだけるかというのを教えていただきたいと。

つまり、私なんかが必要以上に問合せをした場合、それはちょっと細かすぎますよというような助言をいただけてもいいのかなと。バランスというのは重要なと思いますが、いかがですか。

○事務局

こちらが意見等をまとめて、事業者にいったん提示し、これに対して事業者が回答を出してきます。それらをまとめて検討結果素案として、事象ごとに整理しまして、それを委員の皆様にご提示させていただきます。そこからもっと深く踏み込んだ方がいいというところについては深くご意見いただき、問題がないようなものについてはそこまでというような形で、メリハリをつけていきたいと考えております。

○瀬川会長

そうしますと、こちらは最初は、自由に質問させていただいて、というご理解でよろしいでしょうか。

他に質問ないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題はこれですべて終了となりますが、全体を通して何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議事については以上とさせていただきます、事務局にお返しします。

○藤原環境共生課長

本日は、瀬川会長を初め、委員の皆様方には大変お忙しいところ、ご審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

ここで事務局から事務連絡があります。

○事務局

このあと予定しております現地視察ですが、現地会議室から事業計画地を確認できますので、そちらで行う予定です。

また、本事業に関し、地域住民から交通問題を懸念する投書があったことを合わせて報告させていただきます。

○藤原環境共生課長

それでは、これもちまして、「平成28年度 第1回 堺市環境影響評価審査会」を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上